

おものがわ

雄物川下流 (1回目)

堤防を除草した刈草を一般の方々に無償で提供します。

秋田河川国道事務所では、堤防の状況監視や出水時等による堤防の異常を早期に発見するほか、ゴミの不法投棄を監視するため、年2回の堤防除草を行っています。

発生した刈草を家畜の飼料や畑の敷草等に有効利用してもらうことで、有機物の循環利用の推進及び維持的経費のコスト縮減になるものと考えます。

昨年度は雄物川下流、子吉川で一般提供しておりましたが、今年度は6月の出水の影響により雄物川下流のみでの提供となります。

◆提供方法

- 刈草を希望する方は、担当出張所に住所、氏名、利用方法等の必要事項を申込用紙に記入、持参の上、申し込み願います。
- ロール化した刈草（50cm×70cm、10kg/個）は数カ所の保管場所にありますので、応募された方は指定された保管場所より、ご自分で積込・運搬をお願いします。
- 除草・ロール化の際はゴミ等が混入しないように配慮しますが、使用の際は十分留意願います。
- 希望者が多数の場合には、希望数量を提供出来ない場合がありますので、予めご容赦ください。

※刈草提供証明書の必要な方は事前に申し出下さい。

◆受付及び提供時期

- 申し込み受付
平成23年7月19日（火）～7月22日（金） 平日 9:00～16:00
- 引き渡し時期
平成23年7月25日（月）～8月5日（金） 平日 9:00～16:00
- 詳しくお知りになりたい方は、担当出張所までお問い合わせください。



刈草の一般提供状況



ロール化した刈草

◆担当出張所問い合わせ



雄物川担当
茨島出張所
〒010-0065
秋田県秋田市茨島5丁目6-28
電話 018-862-4362

2回目の刈草提供時期は10月後半を予定しております。

発表記者会：秋田県政記者会

お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所
副所長（河川）柴田 富士男 Tel：018-864-2282
河川管理課長 大場 勝 信 Tel：018-864-2290